県産米の速やかな出荷のための検査体制の整備を求める意見書

東京電力第一福島原子力発電所の事故により、23年産米から暫定規定値を超える数値が検出され、県産米の流通、販売に大きな影響を及ぼし、本市の稲作は深刻な状況に置かれている。

また、米の食品衛生法上の放射性セシウム濃度の基準値が100Bq/kgとなり、これまでの調査結果から、立地条件やほ場条件、栽培環境等により玄米中の放射性セシウム濃度にはばらつきが見られることなどから、食品としての安全を確認する体制の整備が必要となった。

そのため、政府での米の抽出モニタリング検査を実施だけでは、県産米の安全性を確保できないことから、県では、県内全域で独自の全量全袋検査を実施しているところである。

しかし、米の抽出モニタリング検査と全量全袋検査による出荷時期の遅れや、須賀川市旧西袋村の玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことによる旧市町村単位での出荷制限など、農家や消費者を戸惑わせている。

このため、全量全袋検査と抽出モニタリング検査を継続しながらも、県産米の安全性を確保 し、速やかな出荷体制を整備するため、下記のことについて強く要望します。

記

- 1. 安全な県産米が速やかに出荷できるように、福島県における抽出モニタリング検査を見直し、全量全袋検査を基準とした検査体制の整備を図ること。
- 2.全量全袋検査による基準値を超える放射性セシウムが検出された場合の出荷制限対象が旧市町村単位であることを見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月7日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、福島県知事あて

福島県白河市議会議長 高 橋 光 雄